



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*3 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) ..... 1

○ 告示

164	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)..... 2
165	指定自立支援医療機関の指定	( " )..... 2
166	〃	( " )..... 2
167	〃	( " )..... 3
168	〃	( " )..... 3
169	指定自立支援医療機関の変更	( " )..... 3
170	木材業者等の登録	(林業振興課)..... 3
171	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 4
172	保安林の指定施業要件の変更	( " )..... 4
173	道路の区域変更	(道路保全課)..... 4
174	道路の供用開始	( " )..... 5
175	県道の路線の認定	( " )..... 5
176	港湾施設の公示	(港湾空港振興課)..... 5

## 規 則

### 和歌山県規則第3号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2(第13条関係)					別表第2(第13条関係)				
区分	級	港湾名	施設名	場所	区分	級	港湾名	施設名	場所
略	略				略	略			
浮棧橋方式以外の方式によるもの	1級	和歌山下津港	略		浮棧橋方式以外の方式によるもの	1級	和歌山下津港	略	
			材木丁小型船舶係留施設	略				材木丁小型船舶係留施設	略
			琴ノ浦第二小型船舶係留施設	海南市船尾地先					

2級	和歌山下津港	略		2級	和歌山下津港	略	
		略	略			略	略
		琴ノ浦第一小型船舶係留施設	略			琴ノ浦小型船舶係留施設	略
		略				略	
略	略			略	略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000159	夢あじさい	橋本市恋野1417-1	就労継続支援A型	社会福祉法人橋本福祉会	橋本市恋野1417-1	令和6.3.31

和歌山県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ポプラ薬局	橋本市高野口町向島42-15	藤本直毅	令和6.1.1

和歌山県告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
合同会社咲	和歌山市田尻244-11	訪問看護ステーションみどり	令和6.2.1

## 和歌山県告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社龍木堂	和歌山市松江北七丁目5-17	訪問看護ステーション龍木堂	令和 6. 2. 1

## 和歌山県告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
田辺市中辺路第1診療所	田辺市中辺路町栗栖川28番地の2	森貴信	令和 6. 2. 1

## 和歌山県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
おれんじ薬局	和歌山市和歌川町9-41	医療機関の名称	保険調剤薬局ヘルシー	おれんじ薬局	令和 6. 1. 1

## 和歌山県告示第170号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
2015		2001	令和 6. 2. 1	大阪府富田林市桜ヶ丘 町6番7号	株式会社クリフ 代表取締役 久保田貴文	木材・チップ	大阪府富田林市桜ヶ丘 町6番7号

**和歌山県告示第171号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第172号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第173号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市吉原字温井戸616番1地先 から同市吉原字温井戸617番4地 先まで	旧	4.10 ） 5.50	46.90	
同上	新	4.57 ） 5.92	46.90	

## 和歌山県告示第174号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字温井戸616番1地先から同市吉原字温井戸617番4地先まで

供用開始の期日 令和6年2月26日

## 和歌山県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
244	有田川湯浅線	有田川町 湯浅町		

## 和歌山県告示第176号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
和歌山下津港	琴ノ浦第二小型船 舶係留施設	海南市船尾字中濱地 先	小型船舶係留施設	延長520.0メートル 水深2.0メートル

供用開始年月日

令和6年4月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課に備え付ける。